

さいたま新都心地区におけるエリアマネジメント推進のための連携に関する包括協定書

さいたま市（以下「甲」という。）、さいたま新都心まちづくり推進協議会（以下「乙」という。）及び一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント（以下「丙」という。）は、相互の連携によるエリアマネジメントを推進し、さいたま新都心地区の価値を高めるため、以下のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙の緊密な相互の連携と協働により、エリアマネジメントを推進し、さいたま新都心地区の価値を高めることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 本協定の対象とする範囲は、「さいたま新都心まちづくり推進協定」に定める協定区域とする。

（連携事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するために、前条に定める範囲において、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 賑わいづくりに関すること。
- (2) 公共公益施設の維持、管理及び運営に関すること。
- (3) まちの情報発信及び広報活動に関すること。
- (4) 防災及び防犯活動に関すること。
- (5) 地域コミュニティ活性化に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、さいたま新都心地区の価値を高めるために必要な事項に関すること。

（連絡調整窓口）

第4条 甲、乙及び丙が前条各号に掲げる事項を効果的に、かつ、円滑に推進するために、甲、乙及び丙のそれぞれに窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（本協定の変更）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかから、本協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議を行うものとする。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙又は丙のいずれかから本協定の解約の申出がないときには、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を所有する。

令和4年1月26日

甲 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市
市長 清水 勇人

乙 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま新都心まちづくり推進協議会
会長 佐野 公哉

丙 さいたま市大宮区吉敷町4-263-1
一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント
代表理事 林 直樹